

平成16年 6月29日
総長 裁定
一部改正 平成19年 9月 4日
一部改正 平成25年11月 1日
一部改正 平成31年 3月22日

東京大学教職員表彰規程の運用について

1 趣旨

この規程は、東京大学総長が行う東京大学教職員に対する表彰について規定したものである。なお、この規程は、各部局において行われる表彰の実施を妨げるものではない。

2 名誉・善行による表彰（第2条関係）

規程第2条第1項にいう「当該行為があった場合」とは、職務の遂行に際し、たとえば、危難を顧みず率先して身し、あるいは旺盛な責任観念に徹し業務上特に顕著な功績があつて、他の教職員の模範として推賞に値する行為があつた場合をいう。

3 総長が必要と認める場合の表彰（第3条関係）

規程第3条は、総長が必要と認める時に表彰を行うことができることを規定したものである。

4 表彰の方法（第4条関係）

表彰は、総長が表彰を受ける者に表彰状を授与することによって行うものであり、同時に記念品を贈呈することができる。

5 上申の手続

表彰該当者については、次により上申のこと。

職員の区分	提出書類	上申の期限
第2条に該当するもの	別紙1及び2	その都度

附 則

この裁定は、平成31年4月1日から実施する。

別紙 1

功績表彰候補者調書

氏 名 (男・女)

生年月日 年 月 日生 (歳)

職 名

現勤務場所

勤続年数 年 月

備 考

別紙 2

功 績 調 書

職 名

氏 名

1 功績の内容

1

2

3

2 その他特記すべき事項ならびに参考となる資料

(注意) 功績の内容は、具体的に記載のこと。